

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び 総合評価落札方式の運用ガイドラインの策定

国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 笛田 俊治
 国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 ○服部 司
 (株)建設技術研究所 正会員 毛利 淳二
 (前 国土交通省国土技術政策総合研究所)

1. はじめに

これまで、公共工事に係る建設コンサルタント業務等については、主としてプロポーザル方式と価格競争入札方式の2つの調達方式で実施してきたところであるが、品質確保に関する要請の高まりを背景として、平成19年度に総合評価落札方式の試行が開始された。その後、平成20年5月に財務省との包括協議が整い、建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式を本格的に導入することとなった。同年8月の「第7回設計コンサルタント等成果の向上に関する懇談会」(座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授)において、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(暫定版)」が作成された。

現在、同ガイドライン(暫定版)による調達の実施状況や受発注者双方のヒアリング等を経て同ガイドライン(案)が作成され、平成21年3月の第9回懇談会における意見を踏まえ、国土交通省において最終版を取りまとめているところである。

2. 運用ガイドラインにおける論点とその対応

平成20年度における総合評価落札方式の本格導入により、優れた技術提案を行った者が優位となる競争が拡大された。ガイドライン(暫定版)に対する発注者(地方整備局等)及び受注者(業界)へのヒアリング、並びに懇談会での議論等により、以下の論点が整理された。

(1) 適切な調達方式の選定・実施手順の効率化

適切な発注方式(プロポーザル、総合評価、価格競争)の選定に関する考え方を更に具体化するため、求める技術提案の内容に応じた発注手続きの明確化を図るとともに(図-1)、「知識」及び「構想力・応用力」に「技術評価の重要性」を追加し、従来の価格競争に位置づけられる部分を再整理した。また、選定基準の明確化を図るために、技術提案内容(評価テーマの設定)と技術評価点の比率の適用の考え方について簡潔に整理した(図-2)。

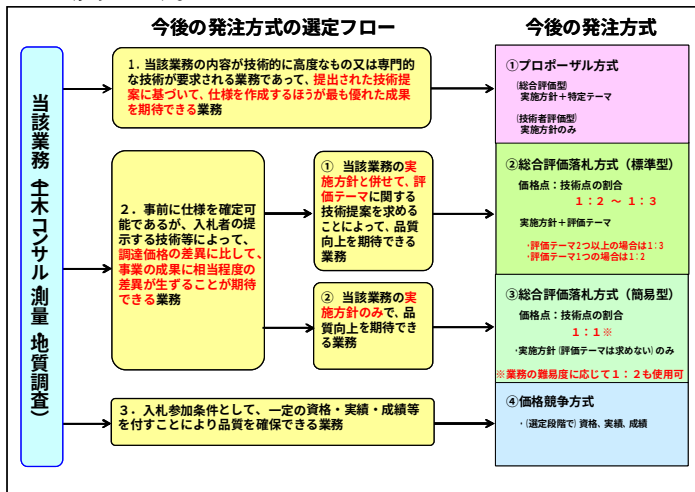


図-1 調達方式の基本的考え方

運用ガイドライン(暫定版)		
タイプ	比率	技術提案
標準型	1:2~3	実施方針+評価テーマ(2つ)
簡易型	1:1~2	実施方針のみ

運用ガイドライン(案)		
タイプ	比率	技術提案
標準型	1:3	実施方針+評価テーマ(2つ以上)
	1:2	実施方針+評価テーマ(1つ)
簡易型	1:1※	実施方針のみ

※業務の難易度に応じて1:2も使用可

図-2 技術提案の簡素化

(2) 適正な技術競争のための審査・評価の改善

平成20年度における総合評価落札方式の実施状況から、優れた技術提案を行った者が優位となる競争が行われているものの、評価項目、配点、得点率から見て、重視されている分野が限定的であること、落札者と2位・3位の技術点の差が小さいことが明らかとなった。そこで、十分な競争性が確保されているか否かを検証するとともに、より適正な技術競争が行えるような評価項目、配点、採点のあり方について検討を行った(表

キーワード：総合評価落札方式、建設コンサルタント、調査・設計、評価テーマ、品質確保、入札・契約制度
 連絡先 (〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地 Tel: 029-864-7462 Fax: 029-864-2547)

－1)。それぞれの評価方式には長短があることから、よりよい評価方法について引き続き実績データをもとに検討するとともに、1位満点方式について試行する予定である。

表－1 技術点の評価方式

評価方式	概 要	長 所	短 所
絶対評価	項目毎に数値や該当事項の有無による詳細な評価基準を設けて評価する (例) 項目毎の絶対評価得点を積み上げた結果(60点満点の場合) 1位 55.5点 2位 52.2点 3位 48.4点 … 10位 33.5点	○技術力評価の差がそのまま得点差に反映され、評価者の主観に左右されない ○なにが優れていて何が劣っていたか点数で説明しやすい	○技術力が均衡している場合は、差がつきにくい。 ○評価基準が固定化されると画一的な評価につながるおそれあり
相対評価	項目毎に全参加者の相対評価を行い、項目毎に、最も優れている者に配点の100%を与え最下位は0点とし、その他は相対的な順位に応じて比例配分する (例) 項目毎の相対評価得点を積み上げた結果(60点満点の場合) 1位 55.0点 2位 50.2点 3位 45.4点 … 10位 27.5点	○僅差の場合でも項目毎に評価に一定の差がつきやすい	○項目毎の評価で差がついても、合計では差が相殺される場合がある
1位満点方式 (比例配分型)	絶対評価を行った後に、合計で最も優れている者に配点の100%を与え最下位は0点とし、その他は相対的な順位に応じて比例配分する (例) 絶対評価による順位に応じて以下の通り点数を付与(60点満点の場合) 1位 60点 2位 54点 3位 48点 … 11位 0点	○僅差の場合でも評価に一定の差がつきやすい ○技術力が高い者を優位に評価	○全体的に低得点の場合、最高得点者を過大評価し、高得点の場合、最低得点者を過小評価するおそれあり

また、プロポーザル方式及び総合評価落札方式における地域要件(業務拠点)、地域貢献度(災害活動実績)等の採用方針を明確化することにより評価の透明性向上を図った。具体的には、総合評価落札方式においては、競争性の確保の観点から業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じて適切に地域要件を設定する。地域貢献度は災害協定等の締結状況を勘案して、必要に応じて企業の評価(指名段階のみ)の指標とする。また、地域精通度は選定・入札段階において企業及び技術者評価の指標とする(表－2)。

表－2 各調達方式において設定する地域要件等

調達方式	地域要件	地域貢献度	地域精通度
プロポーザル方式	×	×	◎ (選定時、特定時)
総合評価落札方式	○ (業務実施可能者数を勘案)	○ (指名時)	◎ (指名時、入札時)
価格競争入札方式(簡易公募型)	○ (業務実施可能者数を勘案)	○ (指名時)	◎ (指名時)

注) ◎は原則として設定、○は必要に応じて設定、×は設定しない項目

さらに、指名競争入札では法令上指名段階でなるべく10. 者以上指名しなければならないとされているが、手続きの簡素化の観点から選定数を5者に絞り込んだ場合、平成20年度の実績を基に試算すると、落札者の約16%が選定段階で排除されることになり、価格と品質の両面で優れた調達ができなくなるおそれがある。このため、技術提案書を評価したうえで5者選定する方法について試行し効果を検証する予定である。

3. おわりに

平成20年度の総合評価落札方式による調達の実績は平成20年11月末時点で184件であった。平成21年度は平成20年度の全実績データを収集分析し実施状況について取りまとめ公表することを予定している。また、総合評価落札方式において、選定数の5者絞り込み、ヒアリングの省略、1位満点方式による評価の試行結果を基に、課題の整理及び効果の検証を通じて、さらなる運用改善につなげていく予定である。

本ガイドラインのとりまとめにあたり、設計コンサルタント等成果の向上に関する懇談会の委員の皆様方より貴重なご意見を賜りました。ここに心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

参考文献

- ・建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(案)

URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/koukai/consal/09-04.pdf>